

年 金

【1】年金制度の概要

1 厚生年金と基礎年金の種類

組合員又は組合員であった方が、一定の年齢に達したとき、病気やけがによって障害の状態になったとき、死亡したときなどに給付され、組合員又は組合員であった方とその家族の生活の安定を図ることを目的としています。

厚生年金（共済組合等） 〔支給→公立学校共済組合等〕	基礎年金（国民年金） 〔支給→日本年金機構〕
<p>老 齢 給 付 → 一定の年齢に達したときの給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支給の老齢厚生年金 <ul style="list-style-type: none"> 別 個 の 給 付 特 例 年 金 老 齢 厚 生 年 金 	<p>老齢基礎年金 組合員期間等（公的年金制度加入期間）が10年以上（※）の方に、65歳から支給されます</p>
<p>障 害 給 付 → 病気やけがによって障害状態になったときの給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 障 害 厚 生 年 金 等 障 害 一 時 金 	<p>障害基礎年金 障害等級1・2級に該当する状態になった場合に支給されます</p>
<p>遺 族 給 付 → 死亡したときの給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺 族 厚 生 年 金 	<p>遺族基礎年金 組合員又は組合員であった方の死亡当時、その方によって生計を維持されていた子のある妻又は子に支給されます</p>

2 老 齢 給 付（特別支給の老齢厚生年金（別個の給付・特例年金）、老齢厚生年金、老齢基礎年金）

(1) 受給要件

特別支給の老齢厚生年金（65歳になるまで）

- ①厚生年金被保険者期間が1年以上あること
- ②受給資格期間が10年以上（※）あること
- ③年金支給開始年齢に達していること

老齢厚生年金（65歳から）

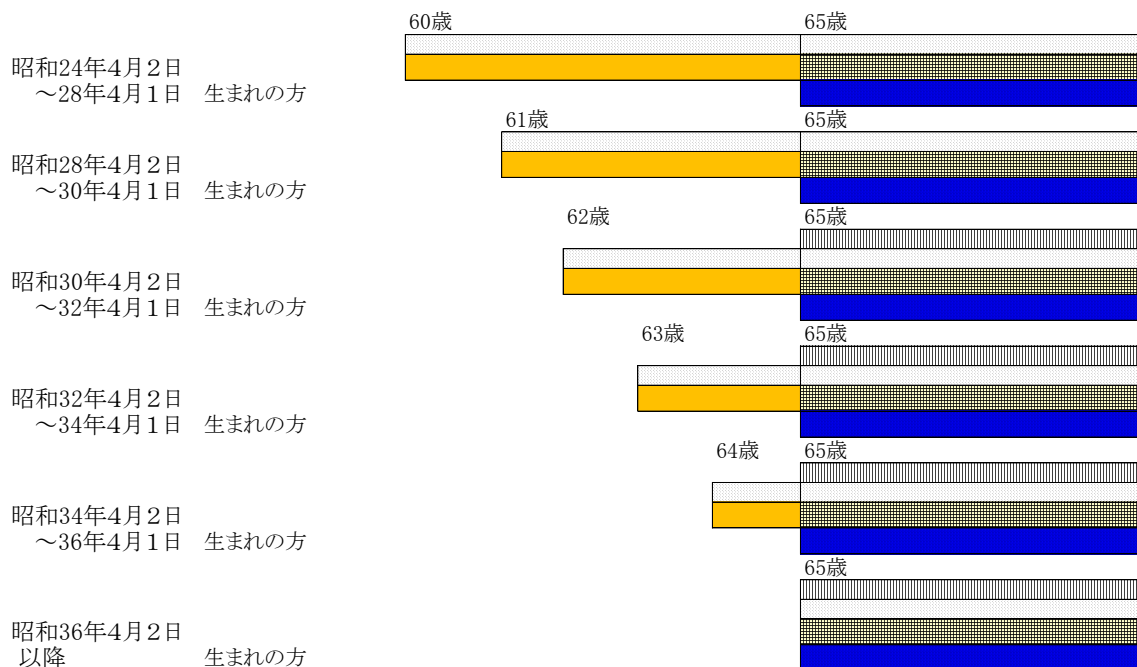
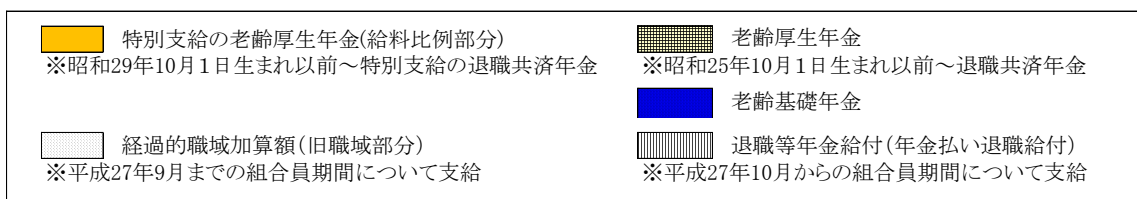
- ①厚生年金被保険者期間があること
- ②受給資格期間が10年以上（※）あること
- ③65歳以上であること

※受給資格期間とは、次の期間を合算したものをいいます。

- (ア) 国家公務員・地方公務員等の共済組合員期間
- (イ) 私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、厚生年金保険の加入期間
- (ウ) 国民年金第3号被保険者期間
- (エ) 国民年金法・旧国民年金法に規定する保険料納付済期間・免除期間・合算対象期間
 - ・国民年金法合算対象期間→任意加入期間（学生期間・老齢又は退職年金受給期間・海外在住期間等）
 - ・旧国民年金法合算対象期間→任意加入期間（学生期間・被扶養配偶者期間・海外在住期間等）

なお、受給資格期間は平成29年8月1日から「25年以上」から「10年以上」に短縮されました。

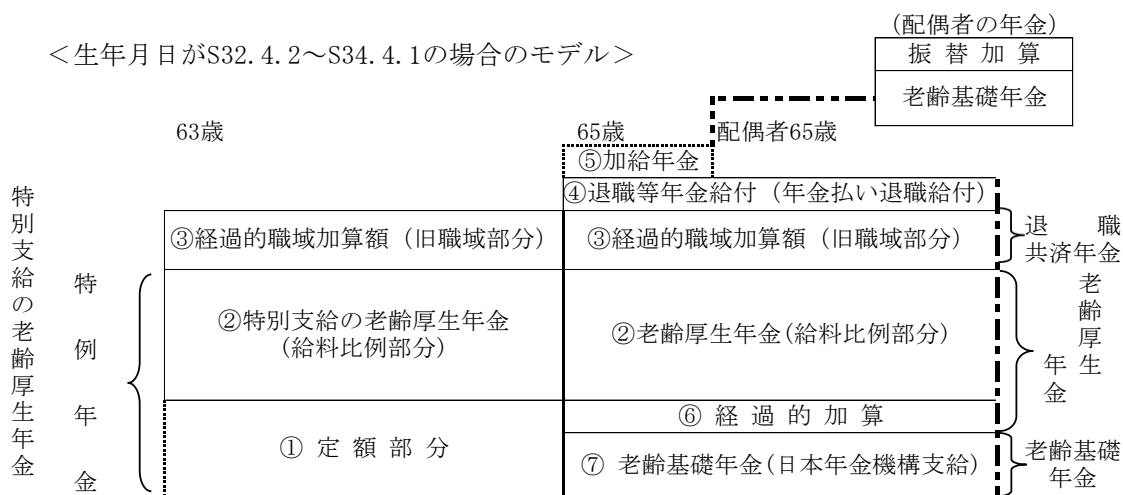
【 年金支給開始年齢図 】



(2) 年金の内訳

老齢給付は下図のとおりの内訳で構成されています。

<生年月日がS32. 4. 2～S34. 4. 1の場合のモデル>



<<在職中は原則として年金が支給停止となります>>

特例年金 → 障害年金の受給権がある場合または44年以上の長期加入期間(組合員期間)を持っている場合に、②の給料比例分に加えて①の定額部分と⑤の加給年金が支給されます。

(3) 年金支給繰上げ制度について

昭和28年4月2日以降生まれの方は、老齢厚生年金の支給開始年齢前でも、60歳以上であれば、年金を繰り上げて受給することができます。

繰上げは月単位で行われ、繰上げ受給による減額率は、繰上げ1月当たり0.5%となります。

① 対象者：生年月日が昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの方

〔年金支給繰上げ方法〕

〈特別支給の老齢厚生年金受給前〉 → 「老齢基礎年金」及び「特別支給の老齢厚生年金・老齢厚生年金」等の全ての年金を同時に繰上げる形でおこなわれます。

〈 " 受給後〉 → 「老齢基礎年金」の支給を繰上げる形でおこなわれます。

〔請求方法〕

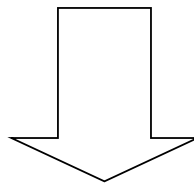
〈特別支給の老齢厚生年金受給前〉 → 公立学校共済組合へ請求してください。複数の年金期間をお持ちの方も1つの実施期間に請求することで全ての期間の年金を同時に請求することができます。
退職後すぐに受給を希望する場合は秋田支部へご連絡ください。

〈 " 受給後〉 → 年金事務所へお問い合わせください。

② 対象者：生年月日が昭和36年4月2日以降の方

〔年金支給繰上げ方法〕 「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」等の全ての年金を同時に繰上げる形でおこなわれます。

〔請求方法〕 現段階で未定のため、今後のお知らせ等をご確認ください。



ただし、年金の支給を繰上げた場合、いくつかの制約があります。

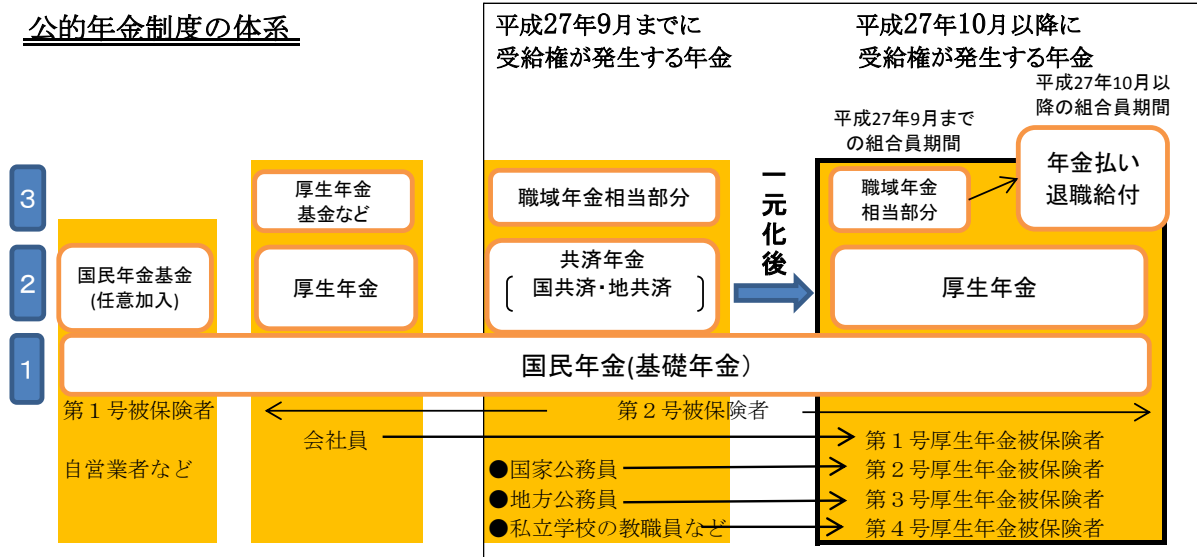
【年金の支給を繰上げた場合の主な制約】

- ・年金額は生涯にわたって減額されたものとなります
- ・一度請求すると請求を取り消すことはできません
- ・障害基礎年金は原則として請求できなくなります

3 退職等年金給付（年金払い退職給付）

平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、これまでの共済年金の職域部分が廃止されました。これにかわる新たな年金として、平成27年10月から「年金払い退職給付」が創設されました。

なお、平成27年9月までの組合員期間については、経過措置としてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます（経過的職域加算額）。



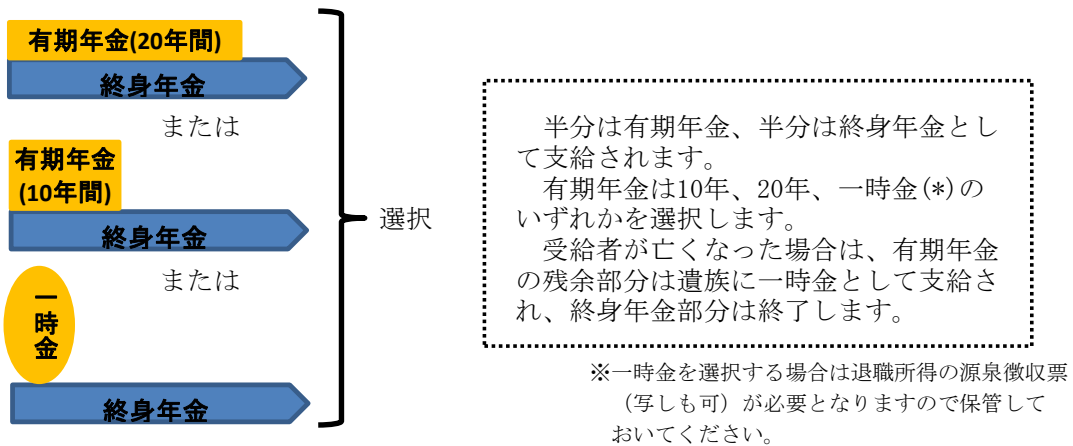
(1) 年金払い退職給付の種類について

年金払い退職給付には次の3種類の給付があります。

【退職年金】

次の条件のときに支給されます。

- ・1年以上引き続き組合員期間を有すること。
- ・退職していること。
- ・65歳に達していること。（60歳からの繰り上げ、70歳までの繰り下げも可能）



【公務障害年金】

公務による傷病により障害状態になった方に支給されます。

【公務遺族年金】

公務による傷病により亡くなった場合で、遺族の方がいるときに支給されます。

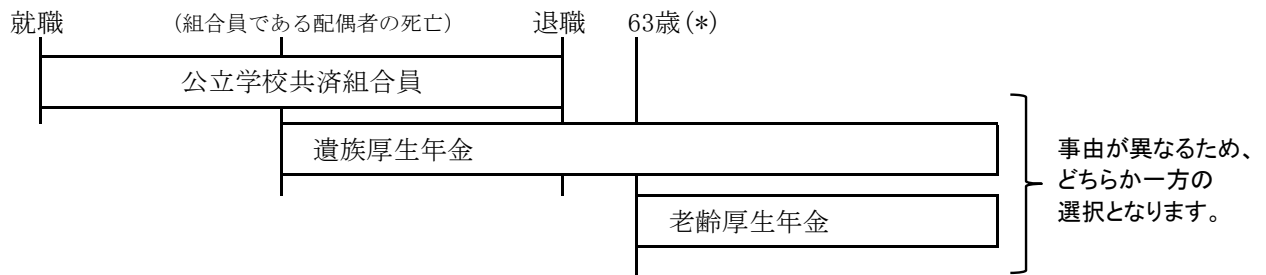
※年金払い退職給付は現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う「賦課方式」ではなく、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

4 併給調整（複数の年金受給権がある場合の年金支給）

現在の年金制度では、「一人一年金」が支給の原則であり、一人で複数の年金受給権を有することとなった場合には、本人の選択(選択の変更可能)により、いずれか一つの年金が支給されることとなり、選択した以外の年金は支給が停止されます。これを「併給調整」といいます。

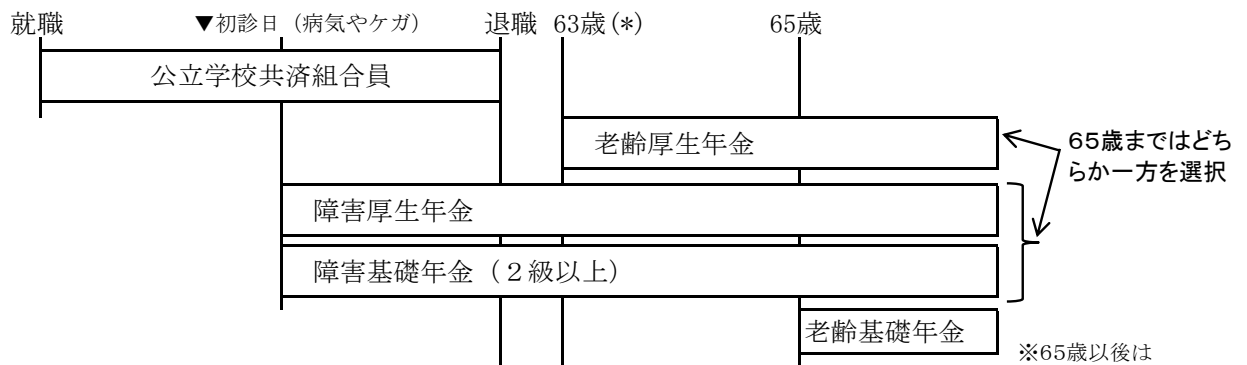
(*今年度定年退職予定者の年金支給開始年齢)

例1 老齢厚生年金と遺族厚生年金



※65歳以後は自身の老齢厚生年金を優先的に受給し、差額があればその差額を遺族厚生年金として受給します。

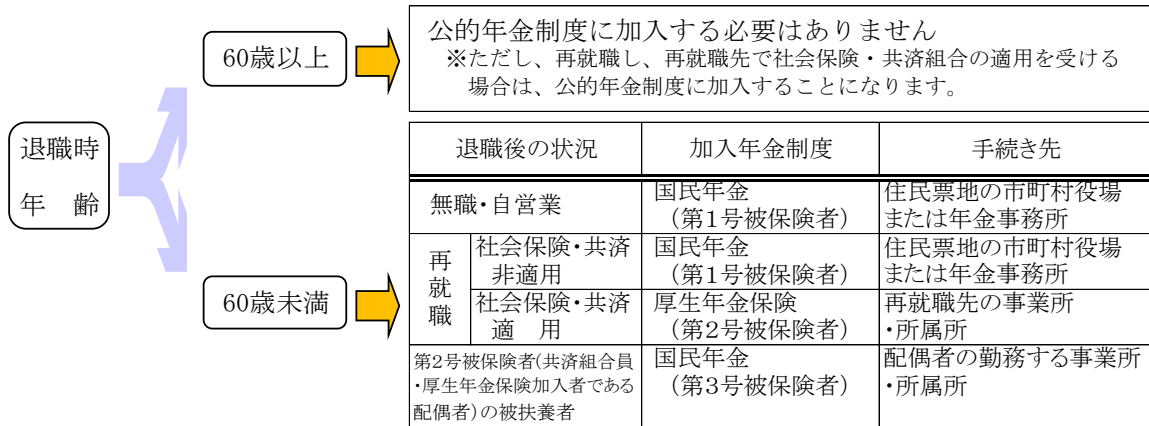
例2 老齢厚生年金と障害厚生年金



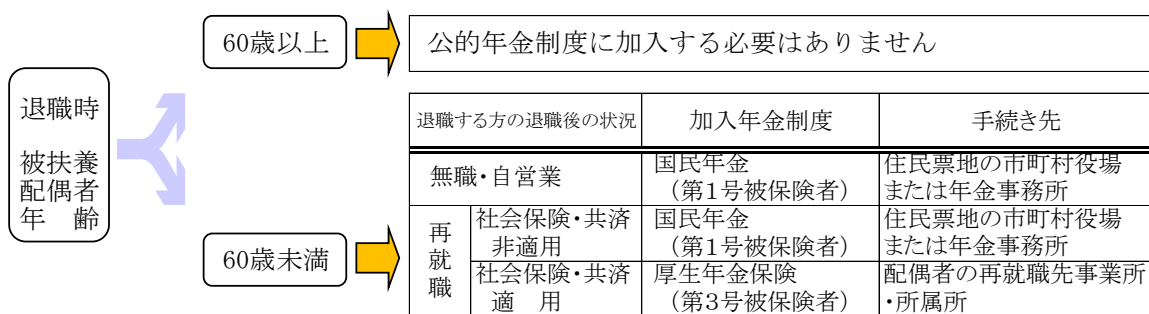
※65歳以後は
 ①老齢厚生+老齢基礎
 ②老齢厚生+障害基礎
 ③障害厚生+障害基礎
 のいずれかを選択

【2】退職後の公的年金制度への加入について

(1) 退職する方〔組合員〕



(2) 退職する方の被扶養配偶者



※手続き時必要書類等 → 年金手帳（交付を受けている方のみ）、退職辞令の写し、基礎年金番号通知書、印鑑等（詳しくは手続き先へ）

《 国民年金被保険者の種類 》

第1号被保険者 … 20歳以上60歳未満の方（第2号・第3号被保険者を除く）

【個別に保険料の納付が必要です（参考）H29年度保険料月額：16,490円，H30年度：16,340円】

第2号被保険者 … 共済組合の組合員、厚生年金保険の被保険者

【保険料は、各被用者年金制度から国民年金制度に対して拠出金として拠出されるため、個別に保険料を納付する必要はありません】

第3号被保険者 … 第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

【保険料は、配偶者が加入している被用者年金制度から国民年金制度に対して拠出金として拠出されるため、個別に保険料を納付する必要はありません】

【3】年金受給に係る周知事項

1 待機者登録（退職届書）について

退職届書は、年金受給要件を満たしていない方が退職した場合に、将来の年金受給に備え、公立学校共済組合に年金受給待機者として登録するために提出していただくものです。

待機者として登録されると、公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」が送付されます。問い合わせ等に必要となりますので紛失しないようご注意ください。

また、氏名変更や住所変更等で登録内容に異動が生じた場合は、手続きが必要となりますので、「年金待機者登録通知書」と一緒に送付されるリーフレットをご確認ください。

2 通常の老齢厚生年金の手続きについて

63歳の誕生日を迎える2～3カ月前に、直近の加入機関より請求に必要な書類が届きます。複数の公的年金制度に加入していた方はいずれか1つの実施機関に提出していただくこととなりますが、決定通知はそれぞれの実施機関から届きます。

3 老齢厚生年金の支給期日等について

年金の支給は年6回、偶数月の15日（休日等の場合は前日又は前々日）に、前月までの2カ月分が支給されます。

送金案内書は、原則年2回（6月・12月定期支給期）送付されます。

なお、退職後の初回の支給については、年金決定処理が集中することから、送金が遅れることがありますので、ご承知おきください。

4 年金の受領金融機関・住所・氏名の変更について

年金の受取り金融機関を変更する場合には、「変更届」の提出が必要となります。

住所変更については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して登録の住所が変更されるため、届出は原則不要ですが、変更処理に時間を要するため、郵便局での転送手続きを行うようにお願いします。

氏名変更に関しては、公立学校共済組合本部へ問い合わせください。

5 所得による年金の一部支給停止

老齢厚生年金の受給権者が、就職等により公的年金（被用者年金）制度に加入した場合は、年金の一部が支給停止になる場合があります。（※遺族給付、障害給付は停止対象外）

6 雇用保険法による給付を受けられる場合の年金支給停止

「特別支給の老齢厚生年金」の受給権のある方が、雇用保険法の基本手当（失業給付）を受けている間は、年金の経過的職域加算額を除いた額が支給停止されます。

また、在職中（組合員である間）に、雇用保険法の高年齢雇用継続給付を受給した場合も年金の一部が支給停止となります。

7 年金に係る税金

(1) 課税対象となる年金

退職・老齢を事由とする年金（老齢厚生年金・退職共済年金・老齢基礎年金など）

(2) 所得税の源泉徴収と扶養親族等申告書

課税の対象となる年金は、年金受給者から提出された「扶養親族等申告書」の内容に基づき、所得税額を計算して、支給期ごとに年金の支給額から所得税を源泉徴収します。

(3) 確定申告

雑所得である年金収入は年末調整できないため、原則として確定申告が必要となります。

なお、年間の公的年金等の収入金額が400万円以下で、年金以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。